る点から一一九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域並びに北緯四〇度一七秒東経一三九度四二分七秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二五〇度、三二三度に引いた線以東の部分を除く。）、小泊岬北灯台（北緯四一度八分一七秒東経一四〇度一五分二五秒）から二九五度に引いた線、山形県と新潟県の境界線が海岸線と交わる点から二八五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域	横浜（第三管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇三〇一呼出名称よこはまほあん（YOKOHAMA COAST GUARD RADIO）	（略）
		デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz 無線電話用二、一八二kHz	（略）
		海岸局識別〇〇四三一〇五〇一呼出名称こうべほあん（KOBE COAS	（略）
	神戸（第五管区海上保安本部）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz 無線電話用二、一八二kHz	（略）
北緯三四度二二分二秒東経一三四度四九分五〇秒の地点を中心とした半径六〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二六二度、二七七度に引いた線以東の部分を除く。）、北緯三三度二六分三四秒東経一三五度四七分三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ一一四度、二五二度に引いた線以北の部			（略）

ら一五四度に引いた線以東の部分。）、尻屋埼灯台（北緯四一度二五分四九秒東経一四一度二七分四四秒）から九〇度に引いた線、福島県と茨城県の境界線が海岸線と交わる点から一一五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域並びに北緯四〇度一七秒東経一三九度四二分七秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二五〇度、三一五度に引いた線以東の部分を除く。）、小泊岬北灯台（北緯四一度八分一七秒東経一四〇度一五分二五秒）から二八六度に引いた線、山形県と新潟県の境界線が海岸線と交わる点から二八五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域	横浜（第三管区海上保安本部）	海岸局識別〇〇四三一〇三〇一呼出名称よこはまほあん（YOKOHAMA COAST GUARD RADIO）	（略）
		デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz 無線電話用二、一八二kHz	（略）
		海岸局識別〇〇四三一〇五〇一呼出名称こうべほあん（KOBE COAS	（略）
	神戸（第五管区海上保安本部）	デジタル選択呼出装置用二、一八七・五kHz 無線電話用二、一八二kHz	（略）
北緯三五度四四分二四秒東経一四〇度五一分二七秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ七一度、一四七度に引いた線以西の部分を除く。）、北緯三四度五六分四一秒東経一三九度五五分一九秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点から一二二度に引いた線以南であって同地点から一七一度に引いた線以東の部分。）、北緯三四度四〇分一二秒東経一三八度五六分五五秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ一五一度、二〇一度に引いた線以北の部分を除く。）、福島県と茨城県の境界線が海岸線と交わる点から九六度に引いた線、静岡県と愛知県の境界線が海岸線と交わる点から一七二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域			（略）
北緯三四度二二分二秒東経一三四度四九分五〇秒の地点を中心とした半径六〇海里の円弧（同地点からそれぞれ二六二度、二七七度に引いた線以東の部分を除く。）、北緯三三度二六分三四秒東経一三五度四七分三秒の地点を中心とした半径一五〇海里の円弧（同地点からそれぞれ一二〇度、二〇七度に引いた線以北の部			（略）